

名古屋・クアラルンプール補足議定書と カルタヘナ法について

環境省自然環境局 関根 達郎

生物多様性条約

(発効：1993年12月、締約国：192カ国及びEU)

- 目的：生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現すること

- 用語
 - 生物の多様性とは：すべての生物の間の変異性（種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む）
 - 持続可能な利用とは：長期的な減少をもたらさない方法・速度で生物の多様性の構成要素を利用し、現在及び将来の世代の必要・願望を満たすように可能性を維持すること
 - 遺伝資源とは：現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材

カルタヘナ議定書

(発効：2003年9月、締約国：163カ国及びEU)

- 目的：現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼす可能性のあるものの安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与すること

- 議定書が規定する措置

- 輸出入の通告
- 輸出入の際の包装及び表示
- リスクの評価・管理
- 情報交換センターへの通報 等



日本：
国内法を制定し、
2004年2月に施行

名古屋・クアラルンプール補足議定書

(2010年10月採択・未発効)

- 目的：改変された生物に関連する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与すること

悪影響の未然防止を目的としたカルタヘナ議定書を補足

- 補足議定書が規定する措置
 - 発生した損害における管理者への対応措置の要求
 - 金銭上の保証（包括的な研究）
 - 生物多様性の損害及び関連する物的・人的損害に対する民事責任規則の策定・適用 等

補足議定書が規定する対応措置

□ 第2条（用語）

「**対応措置**」とは、次のことのための合理的な措置をいう。

（i）損害の**防止、最小化、限定、緩和、回避**

（ii）次の優先順位による措置による**生物多様性の復元**

a 損害発生前の状態又は同等の状態への復元

b 同一の場所又は代替の場所における生物多様性の他の構成要素による復元

※カルタヘナ法第10条第1項

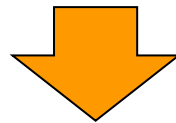
主務大臣は、違反して遺伝子組換え生物等の第一種使用等をした者、又はしているものに対し遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命じることができる。

補足議定書に関するMOP 6での動向

- 議定書事務局より、締結のための手続を開始し、加速化
するよう各国に要請
- 補足議定書の説明ガイドの作成を国連環境計画（UNEP）、
国際自然保護連合（IUCN）などに奨励
- コロンビア、インド、ノルウェー、EUより締結に向けた
手続を進めている旨の発言
- ※ 2012年11月時点での締結国はチェコ、ラトビア、
メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、シリアの6カ国

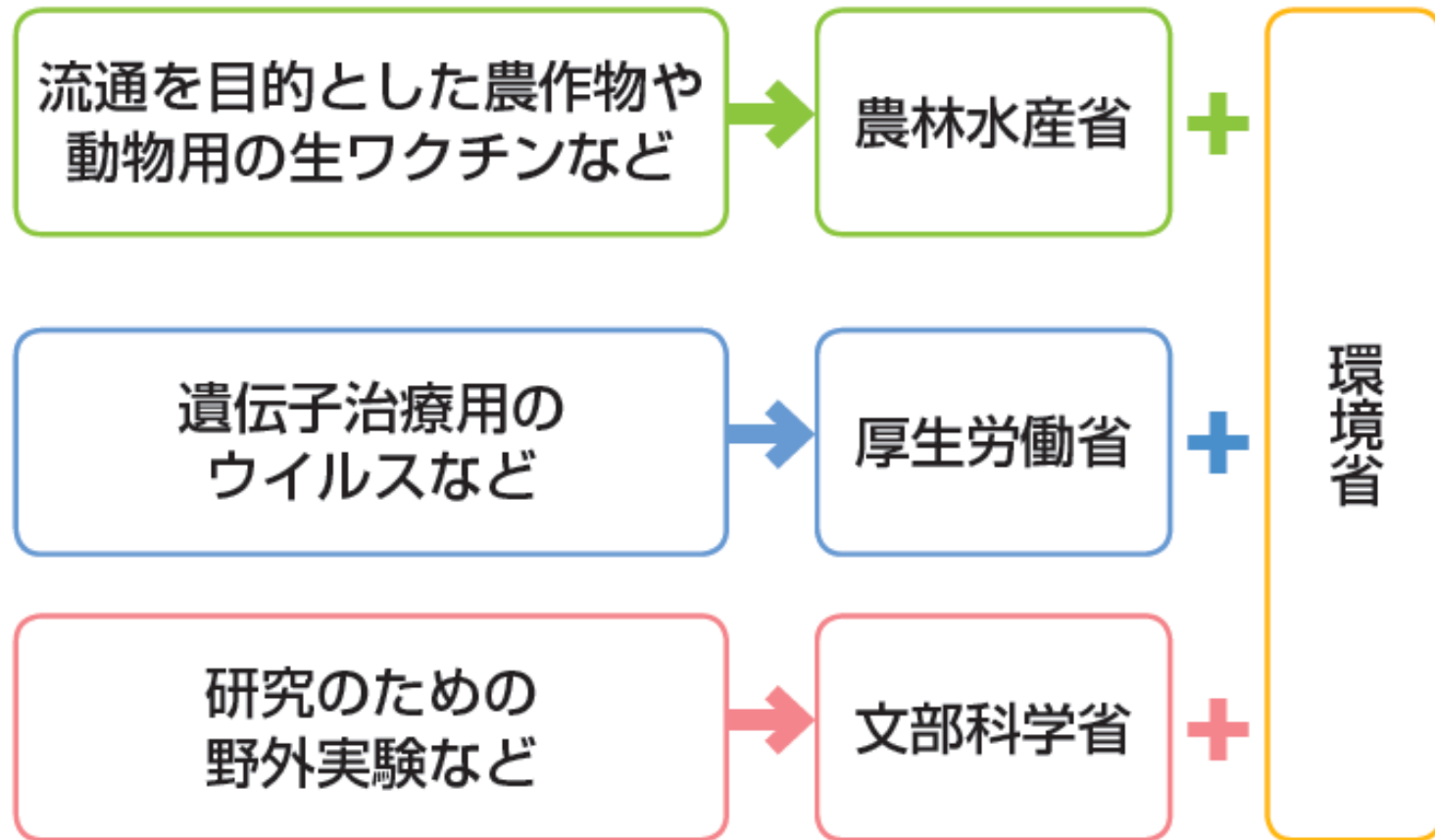
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による 生物の多様性の確保に関する法律 (通称：カルタヘナ法、2004年2月施行)

- 目的：遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることによりカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること



- 学識経験者による生物多様性影響の評価を踏まえ、主務大臣が承認について判断
 - 開放系での使用（第一種使用）：食料や飼料としての運搬・栽培など
 - 閉鎖系での使用（第二種使用）：実験室など

第一種使用の審査担当省



生物多様性影響の評価の観点

